

開会 企画課長

それぞれ大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。
まだおみえになってない方もありますけれども、遅れてみえるというような連絡も入っておりますので、ご案内しました時間となりましたので、ただいまから第 8 回となります白川・東白川地域公共交通活性化協議会を開会させていただきたいと思っております。

年度が変わりまして、本日、初の協議会となっております、代わられた委員の方がございますのでご紹介をさせていただきます。

お手元の次第の方 1 枚めくっていただきまして、名簿をつけておりますけれども、備考欄の方に新任といったようなことで記載をさせていただいております。

大変多くの方に新しくご就任をいただいております。

本日時間の都合上、自己紹介等は割愛をさせていただきたいと思っております。

席次表の方もお配りをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

お世話になりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最初に会長であります。横家町長の方からご挨拶をいただきたいと思っております。

あいさつ 横家白川町長

どうもちょっと川の水位が上昇をしておるような状況でございまして、そんな中でも、私ここ一週間は毎晩、会合がありまして、帰ってくるたびに、今まで全然気づかなかったんですが今年は、蛍が結構飛んでるなと思えました。

この公共交通やらせていただく中で交通弱者と言われる人たちに対する思いというのがやっぱりその中になければいけないなということを改めて痛感させていただいたわけですし、そして一方では、事業というものが持続可能でなければいけないという部分も大事なことだというふうに思っております。

いよいよ審議も大詰めになってきたかなというふうに思っておりますけれども、慎重なご審議をお願いをいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

本日はご苦労様でございます。

進行 企画課長

続きまして、副会長を務めいただいております東白川の今井村長からご挨拶をいただきたいと存じます。

あいさつ 今井東白川村村長

少しでも良い方向へお話をまとめていきたいと、こういう思いでこの地域で東白川と白川は話し合っていると、こういうことが非常に大事なのかなと思ってます。

そういった議論が重ねてきまして、いよいよ大詰めといいますか詰めていきたいというところでございますので、そういう将来のことを踏まえながらのご理解をいただくよ

う心からお願い申し上げますあいさつにかえさせていただきますよろしく申し上げます。

進行 企画課長

続きまして、いろいろとご指導賜っております名古屋大学の加藤先生からご挨拶をいただきます。

名古屋大学 加藤教授

おはようございます。名古屋大学の加藤です。今日は下呂地方が大雨ってことで、高山線のダイヤがが乱れて高校生がホームに座り込んで待っていました。

白川口だと7時のJRがまだ来てなかったということで、その後すれ違いましたけれども、だいたい1時間50分ぐらいの遅れということで、きちんとそれが走っているってことがとても大事なことだなと改めて思った次第です。

今日の会議で今月19個目の地域公共交通会議。昨日も二つ同じようでありまして、紀北町の場合だとタクシーがゼロ。紀伊長島も特急が停まる駅ですけどタクシーがゼロ。どうしようかっていう状況で高校生もどんどん流出している。親御さんと一緒にどこか違うところへ行ってしまう。紀北は紀北でいろいろな取り組みをしていますけれど、白川・東白川も皆さんのご協力のおかげで改善の方向が見えてきたってということで10月からは大きく変わるため今日は議題も多く時間もかかる。

今、きちんと吟味をして、これでいいかどうかを確認して進んでいかなきゃいけないと思っています。

今言っははいけないんですがと10月1日に始まるってのはスタートラインに立っただけということで、今は筋トレだとかそういう、ウォーミングアップをしているという段階なので。

きちんとウォーミングアップしておかないとスタートのところでアキレス腱が切れたとかそういうことでは困るので、そうならないように今日も準備の場だというふうにご理解いただければと思います。私もサポートを引き続き、頑張ってやれたと思いますのでお願いいたします。

進行 企画課長

それでは早速、協議事項の方に移らせていただきたいと思いますけれども、本日の出席者につきましては、定足数を満たしております。

議事の進行につきましては、これまで通り、白川町の佐藤副町長の方でお願いしたいと思います。

座長 佐藤副町長

今日は協議事項盛りだくさんでございますので、進行させていただきますが、どうぞよろ

しくお願いいたします。

では、座って、進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、平成 29 年度の白川・東白川地域公共交通活性化協議会の事業報告及び収支決算についての説明を求めます。

事務局お願いします。

事務局 白川町企画課鈴木係長

おはようございます。

事務局の白川町役場企画課の鈴木です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

今年度に入りまして初めての協議会ということで、平成 29 年度の事業報告と決算報告をさせていただきます。

なお、平成 30 年度の事業計画と予算につきましては、3 月末に開催しました協議会の方で承認されているということを御報告させていただきます。

私の方から事前に資料をお配りしておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず会議の開催ということで、協議会の開催につきましては、書面による開催も含めまして 29 年度、5 回の協議会を開催していただきました。

続きまして 2 ページをご覧ください。

幹事会と分科会につきましては、開催をしておりません。

なお、地域部会ということで資料の 3 ページから 6 ページまで、それぞれの地域の方で行っていただきました。

主なものを挙げさせていただきました。

熱心に各地元の方でご協議をいただいているものがここにあらわれていると思います。

各地域の取り組みに感謝いたします。

続きまして、2 番の白川・東白川地域公共交通網形成計画の策定事業につきましては、調査委託ということで、名古屋大学にこの事業を委託をさせていただいております。

3 番の地域の足の確保ということで 1 から 4 まで挙げております。

なお 2. 路線バス減便に対する代替運行、3. 富士有償運送、4. 実証運行ということで、こちらにつきましては資料に実績を掲載させていただきました。

ご確認をいただければと思います。

最後になりますが、夏休みの小中学生 50 円バスの実施ということで、昨年度はこの期間に行いまして、期間中に 237 人のご利用をいただいております。

続きまして資料の 10 ページをご覧ください。

協議会の決算報告をさせていただきます。

収入の部につきましては、負担金補助金、繰越金、諸収入ということで、合計で 3,617,041 円の収入となっております。

支出につきましては、運営費、会議費事務費、事業費及び日ということで、合計で 3,442,097 円となっております。

差し引きの 174,944 円を 30 年度への繰り越しとさせていただきます。

なお、一番下にありますように 6 月 15 日に、それぞれ、監事の方の会計監査を受けたことをここにご報告させていただきます。

以上です。

座長 佐藤副町長

説明が終わりました。

では、質問ご意見がある方は挙手で、お願いをいたします。

この件についてはご承認をいただけるということで決定をしてよろしいでしょうか。

意見ないようですので、事業報告、収支決算については原案のとおり承認をいたします。

続きまして 2. 白川東白川地域公共交通網形成計画案に対するパブリックコメント及びその対応についての説明を求めます。

事務局 白川町企画課鈴木係長

それでは資料の 11 ページからご覧ください。

大変細かい資料で申し訳ありません。

見にくい部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

網形成計画案に対する、パブリックコメントとその対応ということで意見の募集につきましてはここにありますように、5 月の 14 日から 6 月の 4 日までということで、ホームページによる掲載は 5 月の 21 日から実施をさせていただきました。

特に今回につきましては、それぞれの地域に出向きまして、地域でのご意見という形で資料にございますように白川町と東白川村全体で 77 件のご意見ということで、まとめさせていただきました。

私の方からかいつまんで概要だけお話をさせていただきます。

今回の意見の項目としましては、1 としまして運賃の案、2 としまして白川中央線の活用について、3 としまして 10 月以降の運行内容についてという、3 点からご意見をいただいております。

まず、11 ページの方ですが、運賃案全体に対する意見としましては、料金の体系であったり料金の区分、また、東白川村におきます運行についてのご意見がありました。

運賃の詳細につきましては後ほど資料をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきますが、1 番と 2 番の回答にありますように、今回の案としましては、各地域で行っていただいておりますデマンド運行の料金部分につきまして、地区内の地区外、町外とい

う区分を設けております。

また、東白川村の運行に対するご意見につきましては後ほど、網形成計画の中で記載をさせていただきましたので、そこでお話をさせていただきます。

続きまして2の金額につきましては、金額を設定の根拠であったり、その考え方、また、高校生の通学支援という観点で定期券の料金等に対するご意見をいただいております。

11 ページの下段の方にありますが、回答ということで、高校生と高齢者の定期券につきましては現在実施しております実証運行の実績により、それぞれ想定される利用頻度をもとに、1回当たりの費用の算出をさせていただきました。

ここに記載をしておりますように、高校生の定期券に関しましては、1ヶ月の定期ということで、1ヶ月に平日ですと月20日の利用ということで、1回当たり約100円。

6ヶ月につきましては1回当たり90円と言う金額になります。

また高齢者に関しましては、同様に、1ヶ月の場合、週に1回から2回、月6日ほどの利用ということで、1回当たり約200円、6ヶ月につきましては、1回当たり160円という算出をしております。

こういった単価からもわかりますように、料金設定自体決して高い金額にはなっていないと思いますし、利用者負担という基本的な考え方から、これまでに積み上げてきた、議論により、算出しました。

現時点における、妥当な金額設定だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、高校生の定期券につきましては高校生の利用者の方と保護者に対するアンケートを行いまして、結果では、10月以降有償になっても、引き続き、多くの方がご利用いただけるというご回答をいただいております。

通学支援につきましては、今年の4月と5月の利用実績2カ月を見ましても述べ、2900人ほどのご利用をいただいております。

こういったことから実際にこれだけの利用をいただいております、利用していただくことで慣れていただく、高校生の通学の足の確保を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料13ページの12、種類についてということで、定期券であったり、回数券の種類についてのご要望いただいております。

これに関しましては、10月から始まります新しいシステムのスタート時の運賃設定ということで設定をしておりますので、詳細については後ほどお話をさせていただきます。

13ページになります。中央線の活用についてということで、ここでは新規の路線となります白川中央線の運行活用に関するご意見をいただいております。

それぞれの地域で実施していただきますデマンド運行との有効的な接続を図りまして、便利で、利用のしやすい、体系となるように今後各地域の部会の皆様と調整をした運行体系を作っていきたいと考えております。

最後に、14ページ10月以降の運行内容についてということで、こちらでは、10月以降

のことについてのご提案をいただいております。

これにつきましても、これから1ヶ月ぐらいかけて、8月上旬をめどに、各地域、地域部会等々の運行内容についての詳細の詰めであったり調整が必要となってきます。

新しい公共交通のスタートとして、事業者、地域部会等との役割分担を明確にしながら、白川町・東白川村一体となった公共交通網の整備に取り組んでいきたいと考えているところです。

走った説明で申し訳ありません。

以上となりますがいただいたご意見につきましては、10月からすぐ実施ができるもの、また10月以降の検討とするもの、また実施が難しいものがございます。

10月からの本格運行ですが、これまでの実証運行で得ましたノウハウであったり、実績をもとにスタートから2年間程度は移行期間としてとらえまして、各関係機関や各団体さんのご理解のもと検証と改善を繰り返しながら、この事業を進めていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、本日の協議事項全般についてですが10月からの本運行に当たりまして全ての協議が整っているという状況ではございません。

本日、この会議で、それぞれの委員の皆様からそれぞれの立場で、ご指摘であったりご意見いただきながら、改善点についての整理をさせていただきまして、もう一度、8月の末に第9回目の活性化協議会を開催させていただきたいと考えております。

現時点での内容としまして、ご理解をいただきましてご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

座長 佐藤副町長

説明が終わりました。

今、事務局から申し上げました通り意見を基に修正ができるものとそれ以降の対応になるものというのがあって、今回、修正できたものについては現時点で修正を行っておりますので、次の方へ進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

3の路線網計画について、それから4の運賃体系について、5の網計画の策定については関連がございますので、一括して上程をさせていただきます。

それぞれ説明をお願いいたします。

事務局 企画係高木

それでは私白川町役場企画課の高木と申します。

私の方から3番路線網の計画についてと4番運賃の体型について説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

申し訳ありません座って説明をさせていただきます。

路線網の計画についてですが、資料の方が16ページと17ページ、資料3になりますの

で、そちらをご覧ください。

まず 16 ページの地図になりますが、こちらのページが、路線の計画についてということで、現在の路線、公共交通網の状況を載せております。

こちらについては今年の 9 月 30 日までの現状のものということで説明させていただきます。本日新任の委員さんも大勢いらっしゃいますので現状についても改めて少しお時間をいただいております。

まず地図の右上に凡例がございますように、白川町、東白川村の中、4 つ濃飛バスの路線バスが動いております、上からいきますと、青い路線が佐見地区から白川口駅の線、下が赤い路線で白川町と東白川村を繋ぐ白川線、その下が緑色で黒川線、一番下が紫色の蘇原線となっております。

この路線につきましては、説明をさせていただいているのが、16 ページ左、上の方の青い四角の中で載せております。

公共交通の現状ということで、それぞれ 4 路線動いておりますが、全てが土日祝日、全て運休しているという状況です。

バスが 1 台も動いていないというのが今の現状でございます。

また平日についてバスは動いておりますけれども、こういった地域でありますので、バス停まで大変遠い集落というのが点在しており、公共交通の空白となる集落というのが多く存在するという状況です。

そういった地域でありながら、この地域内にタクシーが 1 台という状況で住民の方だけではなく、特に土日祝日については町村に來訪される方の移動手段というのが極端に不足しているという状況であります。

それぞれ路線につきましては、説明を少し省きたいと思いますが、中でも、青色の佐見線と一番下の紫色の蘇原線というものは、平日運行はあるものの、朝と夕方の運行というのが平日もありません。

従って、その地区の高校生の子は自家用車での送迎で、白川口の駅また下油井の駅、そういったところまで自家用車で送迎してもらうほか、自分で通学する手段がないというのが今の白川町の現状であります。

また、こういった状況を解消するために、それぞれの地区において、平日であり、また土日の運行がない地区部分について、町による無償の駅までの朝と夕方の送迎というものを行っております。

右上の四角の吹き返しの中では東白川村の村が運営する有償運送ということで 2 つ載せております。

一つ目が福祉輸送ということで、こちらは曜日ごとに集落を決めて、通院支援という形で診療所までの送迎や買い物支援等を行っております。

また、交通空白輸送というものは土日祝日の運休に対して村がこちら有償で登録を受けて運送をしているという状況であります。

また少し左上の四角の方に戻っていただきまして、二つ目の黒い四角で一体的な公共交通システムとして連携できていないものとして、町村内それぞれの学校でスクールバスを運行しておりますが、小中学生のスクール運行ということで、それ以外の利用というのがないという状況であったり、町内の病院等が独自に患者輸送バスというのを各集落まで別で動かしているという状況であります。

ただ先ほどのスクールバスに関しましては、今年の4月から白川タクシーさんに一部運行委託しておりますが、またその関係で、小学生の登校前の時間を、スクールバス車両を活用して、高校生を駅まで送り、また、小学生の下校が終わった後の空いている時間を使って高校生の駅からの送迎等に利用させていただいているという状況があります。

以上が、現状の交通網になっておりまして、17ページの方から方法は今年の10月1日から新しい公共交通網をイメージした図ということで載せております。

この新しい交通網で目指すものですが、今の状況から、この後説明させていただきます。

網形成計画の中にも出てまいりますが、高校生が自宅から通学できる公共交通また、地域内のどの集落からも、行きたい場所へいくつかの手段を組み合わせることができる、そういった公共交通のシステムということで目指す形となっております。

新しいイメージですが、まず、路線バスというのが4路線ありましたが、左下の方に地図の左側に青い路線で、南北に走っているものがあります。

こちらが白川町中央線という名前で作らせるものと、もう一つが、白川口駅から東白川までを繋ぐ緑色の白川・東白川線。この二つを基本路線ということで考えております。

まず一つ目の青い路線の白川中央線というものは白川口駅また下油井駅のJRのダイヤに合わせて町内の病院であったり、お店など、主要な施設を循環する形で、下油井駅から南は蘇原地区のスーパーマツオカまでを繋ぐ路線バスとなります。

この主要な施設というのがこれまで各地域で取り組んでいただきました実証運行の中で利用された8割以上の方が行き先として利用された施設、下油井駅や道の駅のピアチェーレ、よいいち、白川病院、白川口駅、楽集館、薬局のVドラッグ付近、そして、スーパーマツオカここを繋ぐ路線ということになります。

この路線につきましては、平日のみの運行ということで計画をしておりますが、運行本数としましては1日6往復する形で、片道はだいたい30分程度の運行ということで計画をしております。

次にもう一つの白川東白川線こちらは今の白川線と同じような動きにはなりますけれども、土日祝日も運行をするようになります。

お盆や年末年始を除く毎日運行するというものになります。

運行本数も若干増えて7往復するような形でまた、運行時間も延長しまして夜8時に、JR白川口駅に戻ってくる列車を受けて走るとこの時間まで運行を延長するという計画をしております。ただし、これら運行の延長や本数を確保するために、東白川村の中の緑色

の路線の末端が、途中で無くなっているの形になっておりますが、大明神というところまで、もともと路線はありましたけれども、この部分を縮小させていただいて越原消防センターというところまでの運行という形に変更をしております。

これら二つの基本となる路線バスがありまして各地区を繋ぐ形の乗り物ということで、17 ページ左上の主格青い四角の中に、町営デマンドバスということで載せております。

こちらは予約をいただいて運行するという形のもので町内 5 地区ありますけれども、地区ごとに 1 台のワゴン車を使っております。

10 人乗りのハイエースを使いまして、各地区内から、中央線であつたり白川・東白川線の路線の二重丸で表示してあります乗り継ぎ場所までを繋ぐ形での運行。また、そこへ繋がらない時間は、地域が予約によって動くような形での運行がありますけれども白川北地区の一部や佐見地区については、生活圏ということで、病院の通院や普段の買い物、こういった施設がある下呂市への運行ということも計画をしております。

最後に東白川村の先ほど縮小となる部分ですけれども、こちらも運行というのは、路線ではなく東白川村の運営によるデマンドバスということも計画をしております。

また、今の説明の他に、地図の中に赤い矢印表示しておりますが、右下に吹き出しがで作っておりますが、通学支援バスということで載せております。

こちらは今のデマンドの乗り継ぐような形ではなくて早朝と、夕方に高校生の登下校の時間に合わせて各地区から白川口の駅まで下油井駅へ送迎をする運行という形を計画しております。

以上で 3 の路線網についての説明とさせていただきます。

次に 4 の運賃体系について引き続き説明をさせていただきます。

資料の方が冊子の 18 ページに資料 4 で運賃案と載せておりますけれども、本日、別紙で A3 サイズ大きいサイズの紙を二つに追って、資料 4 で当日配付とさせていただきます。

とじ込んである運賃案では、わかりにくい部分もありましたので、今日お配りしましたその二つ折りの紙を開いていただいて説明をさせていただきたいと思っております。

また先ほどの資料の 17 ページの地図とあわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは資料 4 当日配布の方で説明をさせていただきます。

運賃の内容に入ります前にバスの基本的な考え方ということで載せております。

一つ目の点では白川・東白川の地域内最大 400 円で移動できるようにするということがあります。

これは 400 円で行って帰ってくるができるということでもあります。

ただし、デマンド予約で動くハイエースの方ですけれども、こちらを使って、地区をまたぐような運行や先ほど下呂市の方ということで申し上げましたが、町外へ出る運行の場合は上乗せをするということにしております。

これは例えば白川北地区から蘇原地区にあるスーパーマツオカなどへハイエースで直接

入る場合が、地域をまたぐような運行ということと、町外へは下呂市金山町へ行く場合ということになります。

定期券というものも設定し、区分としましては、一般と中学生高校生の通学用、また高齢者 70 歳以上の方と、運転免許返納された方が対象になります。また、こういった区分での設定、次に、回数券と、1 日乗車券という設定しまして、1 日乗車券というのは、買ったその日は何度でも、その券を持っていけば乗って降りて乗って降りてとすることができるというものです。

未就学児ということで小学校前の子は無料で、中学生以下の子は半額、また障害者手帳を見せていただくことで半額ということにしております。

ただし、この割引については、重複しないということにしております。

では、実際に運賃の方の案ですけれども、次に、四角の基本運賃ということで載せております。

濃飛バスと書いてありますけれども、先ほどの路線バスとなる白川中央線こちらは 1 乗車 100 円、白川・東白川線は 1 乗車 200 円。

スクールバスというふうになっておりますが、こちらが先ほどの赤い矢印で白川口の駅まで各地区高校生の通学時間帯に結ぶ運行の仕方、これも 1 乗車 200 円としております。

デマンドバス、10 人乗りのハイエース等で動く部分ですけども、こちらは 4 番で各地区内の利用というのは、1 日券という形でなっておりますが 400 円。

、またその隣の地域へ直接 10 人乗りの乗り物で行く場合は 600 円で、下呂市金山町への利用というのは 800 円。

これは 1 日なので行って帰って 800 円ということであります。

※印まず一つ目は先ほどの割引の権利ですので、二つ目の※印でデマンドバスの乗車券所持者は、濃飛バスの各路線も乗車可能ということにしておりますので、デマンドバスの乗車券を持っていけば、デマンドバス以外に 1 番 2 番 3 番、そういったものも一緒に乗ることができるということで最大でも 400 円という考え方になります。

次に、回数券ということになっておりますが、まず、回数券ということで設定しているのが 1 枚 100 円の券を 12 枚つづりのものを 1000 円で販売しますので、回数券を買くと 200 円お得になるというものであります。1 日乗車券というものが 1 から 3 までありますけれども、まず、基本運賃の 1 では基本運賃の①から④ということで、路線バスあと通学のバスと地区内のバスここまでの範囲を 1 日乗車券 1 枚 400 円。

2 の方では、地区をまたぐ⑤番の運行の範囲まで、600 円。

3 が 6 番の町外への利用、これも 800 円、先ほど基本時と同じになっておりますが、デマンドバスを利用される場合は、デマンドバスの 1 日券というのが購入されるわけなんです。中央線には **ヒスイ** が白川・東白川線というのを乗った後に乗り継ぐというような場合ですと、濃飛バスの運行するものと基本運賃というふうになってきますので、濃飛バスの車内で、1 日乗車券っていうのを購入いただいてどちらも利用できる。

結果的には同じ 400 円であり 600 円 800 円で乗れるという仕組みになっております。

※印にあります。区域内の 400 円の利用ということで路線バスに乗ったものの、その後、地区外や町外への乗る場合も出てくるとお思いますので、そういった場合は別途で購入するのではなくて追加料金を払えばそこまでいけるという、400 円と 800 円両方買わなきゃいけないというわけではなく 800 円になるようにという形になります。

回数券では普通運賃にも使えますし、1 日乗車券の購入に利用することが可能なものということにしております。

次に、定期券の考え方ですけれども、定期券の適用範囲ということで基本運賃の 1 番から 6 番までということになってますので、いわゆる全線定期、定期券を持っていれば全てのものに乗ることができるという設定にしております。

区分としまして、一般の 1 ヶ月定期が 7500 円、6 カ月定期が 37500 円ですので、ひと月分お得になるという計算になります。

この考え方については、この後の定期についても同じ考え方になっております。

通学の定期は学生証の提示をしていただいでて高校生の子が主だと思っておりますが、1 月 4800 円、6 ヶ月で 24000 円。

高齢者の方、70 歳以上の方ですが、1 ヶ月 2400 円 6 ヶ月が 12000 円。

運転免許証を返納された方についても、高齢者の方と同じ額としております。

最後の丸で使い方の例として載せておりますが、白川中央線が 100 円の運賃ですので往復で利用される方は、200 円。白川・東白川線と白川中央線の両方を往復利用する場合ですと片道が白川東白川線は 200 円で中央線が 100 円なので、片道 300 円で帰るも同じように使うと 600 円になりますので、こういった場合は、1 日券の購入をあっせんするということにしております。

ただいまの資料 4 の右側のページが参考ということで、使い方と運賃の例ということで載せております。

一番上の四角の中で 1 から 3 とありますが、こちらは中央線の使い方なので、省略させていただいて、真ん中の四角の 4 番、各地区内のデマンド利用について少しお話をさせていただきます。

各地区内のデマンド利用ということで、1 日乗車券が 400 円で、1 では、黒川地内にある農協から安江医院さんへ行って帰ってくる例となります。

2 では白川口駅から蘇原マツオカへ行ってその後蘇原地区や黒川地区へ帰る例になります。

マツオカから蘇原地区へ行く場合は、地区内のデマンドとして 400 円ということになりますし、例の 3 番や 4 番も、乗り継ぎしますが 400 円ということになります。次に 5 番の地区外のデマンドの利用について例を載せております。

1 日乗車券 6 00 円ですけれども、①のようにでは白川北地区から蘇原地区のマツオカへの利用は地区外利用ということで 600 円。

②の方では、蘇原地区から逆に白川北地区にある、ピアチャーレ道の駅もあるよいいちの方へ地区外デマンドで利用して、その後、中央線に乗って、役場白川口の方へ乗っていきまたデマンドで帰っていく、こういった場合も地区外のデマンドを利用していますので600円となります。なお、6番目の町外デマンド利用というのは、佐見地区から下油井駅を経由して金山または佐見へ帰ってくる場合で800円。

もう一つの例では、白川北地区の方が中央線に乗って下油井まで行き、そこから町外へのデマンドを利用する場合も800円でいけるという料金設定になっております。

続きまして資料の19ページから資料5ということで、網形成計画の案の新旧対照表をつきさせていただきます。

あわせて委員の皆様には6月時点ということで、白川・東白川地域公共交通網形成計画という資料を配布をさせていただきます。

新しい委員の方もみえるということで、現時点での計画案ということでご覧いただければと思います。

なお今回、変更している部分につきましては、前回の活性化協議会、3月に行った部分以降の修正ということでご承知おきをいただければと思います。

資料19ページのまず初め計画の9ページですが、こちらにつきましては、白川口駅の乗車数が間違っていたということで、乗車人数の訂正をしているものです。

続きまして46ページということで、第六章、計画の基本方針の部分になります。

こちらにつきましては基本方針の1から基本方針の3までの記載がございます。

備考欄にありますように基本方針の目標部分の強調と修正を行っております。

地域で公共交通システムを作りますという部分につきましては、高校生が自宅通学できる公共交通システムを作ります。また、免許を返納した高齢者でも、買い物や通院などのお出かけができる公共交通システムを作ります。あわせて、どの集落からも、買い物場所や駅など、いくつかのモードを組み合わせるといふ言葉を追加します。

基本方針の2につきましては、20ページをご覧いただきたいと思っております。計画の47ページになりますが、赤字の部分の字句の修正等を追加をさせていただいたものです。

同様に基本方針の3につきましても、赤字部分の字句の修正をさせていただきました。

次に計画の48ページ、新しい公共交通システムのイメージの図の部分になります。この図にありますように、町外への運行の部分が記載されておりますが、変更前は左にありますように金山、下呂、萩原という形で載せておりましたが、下呂市の一部という形に修正をさせていただきます。

町外への運行部分の行き先の修正ということでよろしくお願いたします。

続きまして21ページ計画の49ページになります。

こちらにつきましては、先ほどの協議事項パブリックコメントの中でご意見のありました、東白川村の運行に対するご意見の部分の回答が主となっております。

計画の 49 ページ、運送事業者による運送の①白川東白川線について修正後のところをご覧
いただきたいと思います。

先ほどもお話ありましたように、東白川村の終着点につきましては、現行の大明神から
越原消防センター前に変更することで、往復の運行本数を増やします。あわせて、消防セ
ンターから大明神までの区間につきましては、市町村営の有償運送による、独自運送を行
いますと表現に変えさせていただいております。

同じく、その下、2 の市町村の運営の自家用有償運送についてということで、一部修正を
しております。

ここにございますように、デマンド交通の部分ということで、基本的には利用登録した
ものが予約して乗車できるデマンド型交通として、白川、白川北、蘇原、黒川、佐見ごと
に設定した区域を運行しますということで、赤字部分修正を行っております。

同様に東白川村においては、今後も村直営での市町村、有償運送を有効に活用してい
きますと、部分の修正をしております。

51 ページ、これも東白川村の運行内容の追加ということで、先ほどの 1 番の部分と同じ
部分、こういった形で新たに運行内容の追加をさせていただいております。
続きまして資料の 22 ページをご覧ください。

計画の 51 ページ、再編後の運行形態の表をつけておりますが、こちらでは、主に運賃の
体系についての追加をしております。

左側の表を見ていただきますと一番下に運賃ということで全て均一運賃という部分を追
加しております。

運賃体系につきましては、事業者路線も含め、白川町、東白川村全域の均一運賃とし、
運賃表は別に定めますとした部分を追加しております。

最後になりますが、60 ページ、第 7 章 1、政策の体系の施策の内容につきましては、その
部分の表を記載しておりますが、表中の村であったり町という部分の表記の白川町・東白
川村に統一をしたいということで、これについてはこれから整理を行って記載を変更して
いきたいということで考えております。

最後 67 ページですがその前に 61 ページから 65 ページに個別事業の概要という記載がご
ざいます。

61 ページから 65 ページまでに施策の内容というのがございまして、それぞれ、個別事業
の概要というものを上げておりますが、こちらについては、事業の具体的なものが掲載で
きていないということで、これから今後、検証であったり、評価を行っていく段階で、具
体的に評価がこの買い方ができないということが考えられますので、さらに個別事業の具
体的な記載の方法、実施主体の整理、再検討を行いまして、8 月の協議会に最終版という形
でこちらの網形成計画につきましても、皆様にお示しをさせていただきたいということで
考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明としては以上です。

座長 佐藤副町長

3 から 5 までの説明が終わりました。
ここで質問、ご意見があればお願いいたします。

岐阜県 柴田地域交通係長

確認させていただきたいところは再編後の事業者の路線というふうに書いてあるところ
でございます。

今回、運賃体系について均一運賃という形で追加変更されたわけですが、現在に
おいては距離に合わせて運行金額は変わっていくということになりますと、この事業者路
線というのは、今は濃飛バスさんが自主的にご自分の事業者の路線としてされているわけ
でございますけれども、今後については、あくまでも白川町、東白川村さんによる市町村
バスの中で、事業者が運行していくいわゆる 4 条で運行していく前提のことを考えていら
っしゃるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

事務局 白川町企画課鈴木係長

今ご質問いただきました内容につきましては、この後の協議の部分で事業者路線の部分
の考え方について、まず町の方で考え方を説明させていただきまして、その後濃飛バス
さんから説明をいただく予定にしております。

座長 佐藤副町長

よろしいですか。
ご質問の後で確認させていただきます。
その他ご質問ご意見等があれば、すいません。

名古屋大学 加藤教授

資料 22 ページに均一運賃という言葉が出ましたが、均一じゃないですね。均一って
言ったら、全部例えば何円で乗れるとかそういうことだから。説明としては、同一体系と
いうことだと思います。

1 回いくらでどこでも乗れるって言うのは簡単ですけど、本当にこの広いエリアでそ
ういうのが妥当かということ、近いところは安い方が妥当だし、遠いところはある程度高く
てもやむを得ない。

わかりやすいのはとても大事なことで、どうするとわかりやすいのかなってものを
ちょっと今も考えていたんです。

やはり基本的には 1 日 400 円でよいでしょうかね。
町村内のどこでも 1 日、どこでも乗り放題になる。

回数券がちょっと面白っていうか、18 ページだと回数券と違ってなくて利用券と言っている。

これは許可上のことで、利用券という言い方が微妙な言い方ですけど、つまり、これをそのまま金券にして乗ることもできるし、4枚渡すと、1日乗車券に換えてくれて乗れることになり、12枚1000円なので1枚だと80円。

80円だから80円×4枚=320円でよく乗られる方とか回数券を買っておけば4枚で1日券を交換してくれるので1乗車320円となります。

あと佐見から金山へ行くって言うこうだったら800円なので8枚出せば一日券と換えてくれる。

そういう券だと思っておけばいい。これはあんまりないような気がするんで他に回数券と1日乗車券とは全く別物。そんな交換するという。

ないと思うんで超変わってると思うんですが、面白いくていいですが、評価上、何なのかっていうのはちょっと鈴木様やれるようにやっていただけると思うんで。

はい。

その辺は多分、あまり難しいことを言ってもこの会議は、決め事しなきゃいけないので、全部喋るわけですが、実際にお年寄りの方とか、例えば白川口の駅でバスに乗るっていう人にどうやって話すかっていうのはこんなのをダラダラ言ってましようなんかだったらこういうふうにしたらどうですかっていうことをちゃんと教える。

こじやれた言い方するとコンシェルジュと言ってますけど。

乗り方とかどう使い方あなたにあった。

あなたの思ってるんだったら、こういうのがいいよっていうのを教えてあげるって言うそういう仕組み。これを見てこれで乗ってねとかっていうふうな言い方はしないようにした方がいいのかなと。

あと、細かい点ですけど白川町線が100円で白川・東白川線が200円だと。

今日私さっき、白川口駅から役場まで乗りましたが160円。

次からだどっちか100円だった200円だっただけなのでこれは役場か松ヶ瀬、白川中グラウンドも近いので、ここまで100円にしていかないといけないんじゃないのかなと。

乗ったのによって倍違うってのはちょっとやっぱりそれだけは運転手さん見てればだれがそういう人が乗ってくる。こちらからの方はわかりますし、降りる方もわかると思うので。買って乗る方もそこで乗ってきた人なんでわかる。

ここだけはちょっとしておいた方がいいかなと。

座長 佐藤副町長

その他ご意見、ご質問はいでしょうか。

中部運輸局 鈴木運輸企画専門官

今、加藤先生ご案内のとおりでして、白川中央線と白川・東白川線の競合区間のところは僕も落としていたので、そこは確かに統一する必要があると思います。

あと利用券ですけど、金券という扱いに、この※印で使うとするとそうなります。

これを誰が売るのがかっていうところもありますので、例えばそれを金券として扱った場合にその販売の委託だとかいうところを実務的にはやっぱり詰めていただくしかないかなというふうに思いますので、運賃制度上はあくまでも金券として扱うしかないかなという気もしています。実際支局の方にお届けいただく際には、この運賃としてお届けいただくのか、本適用方法のあたりで整理をするのか、そのあたりは事務的にやらせていただければと思います。

なお、これも事前に僕は今日配っていただくためにチェックをしていたんですけど、運転免許証の返納者のところで、70歳以上という言葉が残ってしまっているのを消していいと思います。

黒川 藤井部会長

すみません黒川の藤井です。

今説明していただいた資料の中で、まず高校生の定期平日往復となっておりますがこれ土日祝日も利用可能ですか。

それと今お話ありました免許返納者ですが、以前は免許返納した月から約6ヶ月間は無料ということをしていたんですけど今回提示はないので、その辺をちょっと、お聞きしたいと思います。

座長 佐藤副町長

2点について、事務局説明をお願いします。

事務局 企画係長

一点目の平日という部分につきましてはどこの記載でしょうか。

黒川 藤井部会長

現高校生の定期券なんですけど、ここに平日ご利用の場合は1回当たり何円と書いてありますが、土日祝日もこの定期は、使用可能ですね。

事務局 企画係長

はい。土日祝日についても、使える定期券です。

あともう一点ですが先ほどの運転免許返納者に対する部分ですが、今回の資料には少し書き入れるのを忘れてましたが、自主返納者に対しましては、最初の1回のみ、6ヶ月券の定期券を無料という形で考えております。

黒川 藤井部会長

その他あともう一つすいません。

今年の秋までには三川友渚のゲンキーができますけど、白川中央線はそこまで延長される予定はありますでしょうか。

白川町 鈴村企画係長

三川ゲンキーにつきましてはうちの方でも、秋以降に完成というお話は伺っております。ただ10月から始まる現時点でどういった形になるか、確実に決定していない部分でしたので、現時点では入れておりませんが、この後、延長という形で検討していくことは十分考えております。

座長 佐藤副町長

その他どうでしょうかね。

ないようでしたら、先ほども言いましたように事務局から8月に最終版をまた皆さんに協議いただくということですので、本日皆さんからいただいたご意見を、参考にしながら、現時点ではこの方向性で進めさせていただくということでご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、次の協議事項の方へ入ってまいります、一括で行わさせていただきますのでよろしくをお願いします。

ちょっと説明が長くなると思いますが6白川線の変更についてから、10まで東白川村有償運送の方向性について一括して説明をお願いをいたします。

事務局 企画係長

それでは資料の23ページからご覧いただきたいと思っております。

白川線の変更及び白川中央線の新設についてということで、一番資料の上ですれ四角で囲ってある部分をまず説明させていただきます。

現在本活性化協議会におきまして10月1日から運行を開始しようとしています白川東白川線及び、白川中央線につきましては、濃飛乗合自動車株式会社さんのバスが道路運送法第4条の許可を受けまして、濃飛バスさんの路線として、運行をすることとなります。

ただし、その運行の期間であったり、運行経費の負担方について、町村が全額補助することを基本とするなどの内容につきましては、今後、白川町と東白川村及び濃飛バスさんによります運行協定という形で定めをさせていただきたいということを考えております。

今日の時点では、この運行協定を結んでいない現状にあります、今後3者によりその内容を決定しまして、協定するという旨をここで報告をさせていただきます。

それでは、続きましてのバスの有路様から、白川線の変更、白川中央線の新設について

が新設路線でございます。

この場合の路線っていう言い方がちょっとややこしいんですが、こちらの場合の新設路線というのは路線免許を取るための認可をいただいて免許を受けるための、新たに走る道路だと考えていただけるとよろしいかと思えます。

小サイズが2枚目以降にございまして、1枚めくったところが堀通りが今路線バス走っておりませんので、この堀通りの部分を新たに免許申請して取らせていただこうと思えます。先ほど申し上げたようにマツオカの方右の方から来ると白川町のグラウンド通って、赤い線を通ってS字型に天神橋白川役場前と上がって河岐の橋を渡って今度は白川中グラウンドから楽集館、駅の方に行くというコースとなり、下油井の方から来た場合はその逆のルートを考えております。

もう1枚めくりまして、白川病院のあたりなんですけど病院経由と病院経由しない便とありまして、佐見線と病院経由する路線は、白川口の駅の方から来ると下切のバス停から旧道の方に入りまして、白川病院の前を通ってきているんですけど、病院の隣の施設から要望があったのと、やはり病院の裏の方から入りたいという要望をいただきました。

今回下切のバス停を過ぎたあとそのまま41号走りまして、病院の前に左折で入って白川病院のバス停へ、そして病院の裏の方をずっと通るような感じで、大利のバス停の方に抜けていきたいと考えております。

これもこの区間をフリー乗降ということで、病院の裏辺りや、施設の辺りで手を挙げたらバスがとまるという形にさせていただきたいと思っております。

その次の詳細の方が新設させていただきたいのが、新たにできましたピアチェーレの向いのよいいちですね。

こちらも中の方に入ってよいいちの駐車場でぐるっと回って、そこにバス停を設置させていただいて、下油井に行く便はそのまま下油井の方へ左折します。折り返しの便は、新たに白川口の駅の方へ戻るという形にさせていただきたいと思えます。

今のところの予定では鷺原のバス停は今まで通り残して、もしかしたら歩道橋を渡るのがちょっと大変とかっていわれる方は今までのバスで使われた方がいいかもしれないです。

その次の地図がマツオカのあたりの回り方になるんですけど、左上の白川口の方からやってまいりますと、新たに県道バイパスをマツオカの入り口まで行って、マツオカのところで左に入ったところで、バス停を設置し、その後狭いところを抜けて、旧道に戻って、林道口のバス停を通って戻るということで考えております。

今林道口のバス停からまっすぐ昔の旧道分岐の方に抜けてきているんですけど、その合流が車が多くなってくると、合流が厳しいということと、あと林道口から曲がってバイパス入るところでスクールバスが止まって乗降されてるようですので、このあたりもフリー昇降とさせていただき、もしご利用のお客様がいらっしゃれば、もう実際にいただけるようにできれば便利かなと考えております。

それで最後の新設区間となりますのが、越原消防センターのところですが、こちらが展

開するのに、旧道の方に一旦入りまして、越原消防センターに右折で入って乗降し、出てくるといふ形にしたいと考えております。

路線の新設その他については以上でございます。それでは続きまして資料の方の括弧 8 番の白川町の自家用有償運送の登録について、資料の方が 8 番でページの方が 26 番からになりますので、ご覧ください。

事務局 白川町企画課高木

26 ページの白川町自家用有償運送の登録ということで、先ほどイメージの図の方でお話をしておりました各路線バス以外の運行について内容をまとめた資料になります。

一つ目の必要性は空白地を解消するため、また路線へ繋ぐという形の運行するものがあります。

運送の区域が白川町としておりますが、この書き方でも下呂市等への運行というのは可能というものになります。

利用者の範囲で白川町の住民と、来訪者としておりますので、実際には誰でも利用ができるものというものになります。

利用時間のところに現在の時間が載っておりますけれども、この時間は現在の実証運行各地区で取り組んでいただいている実証運行の利用できる時間ということで載せております。

ですので今は異なる時間が載っておりますが、こういったところも、今後どうしていくかというところの決めがまだできていないというところでもあります。

五つ目の利用方法について、前日までに白川バス予約センター（仮）とあります。

現在の実証運行でデマンド予約で動いているものですからその予約先というのが委託している白川タクシーさんへの予約であったり、地区のふれあいセンターの方への予約であったりということで、今はバラバラになっている状態ですが、10 月以降ネットワークを構築する中で、予約についてもやはり 1 ヶ所で受けることの方が効率が良いと思われまのでこのような考え方であります。

六つ目の運行内容についてですが、先ほどのイメージ図にあった内容がそれぞれ言葉で書いてあるものになります。

事前にお配りした資料では実は土日祝のところでは 3 番としまして、夕方の 18 時台まで載っておりますけれども、そちらは誤りでありましたので大変申し訳ありません。

17 時台までということにしてあります。

最後、5 つ目で町外への運行ということで、イメージ図でも説明いたしましたが、佐見地区等のワゴン車を用いて下油井駅から下呂市の一部への送迎ということにしてあります。

これは、下呂市内全体のどこでも行けるといふ運行の仕方というのは実は到底できなくて、そういった運行になると、この下呂市のそういった交通網を使うのが本来となってきますので、例外的なものということで、行き先をお店であったり、病院、そういったとこ

ろに特定をさせて、何のために町外へ行くのか、そういったことを明らかにする必要があって、またその場所を決めるということまで必要になるということでもあります。

使用車両については、バス 7 台、スクールバスや、予備車両を使って普通自動車 6 台というのが今実証運行で使っている 10 人乗りのハイエースや 7 人乗り、また予備車両として町のハイエースも登録をします。

こういった登録をしたものでないと利用することができないというものになります。

料金については、先ほどの運賃表の通りであり、運行開始も 10 月の 1 日から運行体制のところですが、運行主体は白川町となりまして、事務所も町の施設に置くということと、運行管理について、白川町内全域の運行について事業者へ委託とありますがこれはまだ委託しているわけではないので委託予定しているというものになります。

運転手についても委託先の運転士さんであったり、町の臨時職員という形で、派遣をしていただいて、運転にあたっていただくということに考えております。

※印のところ、運行管理者による点呼ですね、管理の部分なんですがおそらく 1 ヶ所で全てのバス車両を管理することができない体制にはなりますので、各地域でから、それぞれの車庫からテレビ電話を使って、運行前の確認をするということを方法としてとりたいと考えております。

ただし、それだけではやはり足りない部分もありますのでそれを補うために、各地区の出張所職員等による、対面での確認というのもそれを補うために考えております。

また、この運行に対する経費としまして、今年度の白川町当初予算であります、4600 万円、委託料ということでみております。

一通り説明いたしました、この運行内容が 1 から 5 までありましたけれども、こういった形ということは決めておりますが、それぞれに各地区が実際にどういった運行をするのか中央先等に何時に、何回繋ぐのか、そういった部分はまだ詰めれておりません。こういったところもまだ決めてないという状況ですので、本日この形で整えるということではできません。

8 月の協議会に向けて、今後、そういったところを詰めた上で、ご協議をいただけるといただく状態に持っていきたいと思っております。

説明は以上です。

濃飛バス 有路計画管理課長

続きましてすいません当路線の廃止部分についてのご説明させていただきたいと思いません。

今回の見直しによりまして路線を廃止する部分、いわゆる定期バスが走らなくなる道路についてのご説明ということになります。

先ほど地図に戻りましてですね、こちらの地図の方の資料で、色分けがしてありますけれども、青い部分になります。

今度は緑の部分は今走っていてそのまま残るところ、青いところがですね今回廃止届で出させていただこうとしている部分でございます。

場所をざっくり申し上げますと佐見線の下油井から栗林までの部分と、白川線の越原消防センターから大明神までの部分、黒川線の林道口のところから柿反を經由して、奥新田までの部分と、蘇原線の鹿折橋までの部分となっております。

それとは別に細かいところがあるのが詳細図です。廃止になるところが 2 ページ目の資料白中グラウンドの交差点のところから弊社の営業所の前までの部分。

その次のページが、昔スポーツスパランドがあった島になります。

白川病院につきましては、走り方が変わるので路線の廃止をさせていただく分がありません。

その次、12 マツオカのあたりです。旧道の分岐、林道口のところから三川市屋を經由して奥の部分、そして、最後のところが越原消防センターから奥の部分となっておりますね。最後のページのところに今回廃止となります停留所の一覧を載せております。

越原消防センター前旧って書いてありますがこれ新規でバス停が移動いたしますので、旧の方は廃止として出させていただきたいというところでございます。

バス停の方の地図にしたものが一番最後のページでちょっとわかりづらいですけどもこのようになっております。

以上でございます。

事務局 企画係長

今、濃飛バスの有路様の方から廃止部分の説明をいただきました。

今ご説明のあった現在の白川線の部分につきましては白川町と東白川村をまたいでいる路線となります。ただ、今回の廃止される部分は越原消防センターから大明神までの区間ということで、東白川の部分となります。

ということで、本協議会の開催の前に東白川村の公共交通会議の方でこの部分についての廃止については了解をするということで協議が整っているということを私の方から報告をさせていただきます。

以上です。

岐阜県公共交通課 柴田課長

岐阜県でございますが、岐阜県の地域公共交通協議会の事務局として話させていただきたいと存じます。

事業者の路線に関しまして、休廃止の場合、岐阜県の協議会といたしましては、単一の市町村内にだけ影響ある路線につきましてはそちらの関係する市町村内で協議を整え特に、県といたしましては協議を省略できるものと定めております。

今回、廃止される中で白川町さんと東白川村さんをまたいでいる、こちらにつきましては

お話がありましたように東白川村さんの方では協議が整ったという話がございます。岐阜県といたしましては、関係する市町さんが全部入っている法定協議会を県の協議会の分科会とみなすという規定がございますので、そちらを持って県といたしましては本この協議会において承認が得られましたならば、協議が調ったものと判断させていただきたいと存じます。

事務局 東白川村総務課長

続きまして、ページ数で 29 ページの資料 9 の方をご覧いただきたいと思います。

今お話がございましたの越原から大明神間が廃止されることに伴いまして、その補完措置ということで、直営で有償運送をしたいということを計画しております。この資料につきましては、まだ検討中でございます、8 月に行います村の単独の公共交通会議の方で最終決定をしたいと思います。

それから定期運行、デマンド運行というところでございますが、17 ページの方の資料には路線網の地図の方ですが、吹き出しでデマンド運行ということでございましたが、今のところは定期運行を計画しています。定期運行の内容でございますが、今のところ一応平日同様に毎日運行したいという考えでございます。

まず朝の方ですが、これは平日休日同じ時間になりまして、まず、代替バス等ありますところが有償運送の広域になりまして大明神を 6 時に出まして越原消防センターの方に 6 時 8 分につきまして、6 時 24 分に接続するという形でございます。

形につきましては平日は、平日と休日で一般の形の時間が違うものですから、それに合わせてということになりますが、濃飛バスの方が白川口を 18 時 40 分に出られまして 19 時 17 分に越原に着きますのでそれに接続させる形で 19 時 20 分に発車して、28 分に大明神に到着します。土日祝日につきましては、18 時 17 分に越原に濃飛バスが着きますのであわせて接続で 18 時 20 分から 18 時 28 分に大明神へ到着するという案でございます。

続きまして料金体系の方でございますが、一応今のところの一律 100 円ってということで検討をしておるということでございます。

その区間だけを利用される方については 100 円ということで、ただし乗り継ぎの場合は全体の料金表にありましたような形に準じたいということでございます。

先ほど説明しました 8 月ということですし、車両につきましては、福祉有償の車両を有効活用できないかなと考えておりますし、運転手につきましてはもう一名を確保しまして、あと福祉輸送それからスクールバスの運転手さんにもお手伝いいただいて、体制を作りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

座長 佐藤副町長

ただいま 4 から 10 までの説明が終わりました。

ここで質問ご意見等を伺います。先ほどの質問の関係で、それかほかにございませんでしょうか。

岐阜運輸支局 鈴木専門官

すいません運輸支局でございます。

資料 8 で白川町さんの自家用有償運送資料 9 の方で東白川村さんの有償運送というふうで中身がどちらも事業計画という形で決まり切っていないという説明だったと思っておりますが、27 ページの下呂市内へ行く件です。

事務局さんのご説明だと、いけないというふうに聞こえたんですけど、いけないわけではなくて、向こうに乗り物があってですね例えば下呂市の政策として、まめなカーというものを、福祉の乗り物として用意をしているところがあります。

タクシー事業の方がちょっとなかなかうまくいってないところも地域に差がありまして、現状のタクシー会社がもう一社しかないということがございますので、下呂市は下呂市なりに苦しんでいる部分がございます。

ですので、例えばそこに乗り付けたときに、相手のタクシー会社さんとかあとまめなカーと言われる乗り物だとか、あと下呂市どうしのバスだとかってというのが、あとコミバスのはありますけど、そういった乗り物がある中に同じ場所にですね結局停留所というか、集合場所というかですね、いうことをやった場合に、余り何て言うんですか、いい顔しないというわけじゃないんですけど、車なんだっていう話が、裏にあります。出てきそうな可能性があるということなんです。

あと、加えて申し上げますと。特に高山だと、特に気をつけているところがあるのが、白ナンバーの中国人だと思うんですけども、観光客を対象にですね。

白バスみたいな行為をしている方々が見えて、そういったこともですね局としてはちょっと過敏に対応しなきゃいけないという部分もあるので、そういったところも踏まえまして、やっぱり相手方の敷地内に乗り入れる際に、少しちょうど仁義的にですね、例えば通行許可だけをちゃんと取ってもらうだとか、いうことを事務的にちゃんとやった上で、特定の方をしていただければと思います。あと、前提の会議この協議会等ですね、白川町さんそれと東白川村さんのそれぞれの単独の会議の位置づけなんでってあると、どう整理したらいいのかなっていうのをちょっと今考えあぐねていて、例えばこれ白川町さんの所の資料の 8 については、8 月に同じようにこの合同会議で決着をしていくというふうにかなと思っておりますが、一方で資料要求では東白川村さんは単独で協議をしてということなので、日程の調整で済むのかっていうところもありますけど、一方では白川町さんも実は地域公共交通会議、単独でお持ちなのでそこはそういう決め方でいいのか設置の要綱、規約が今日配られてますのでそれを読む限りはどちらの法律も、賄っている状態ですね。

別にそのやり方で悪いというわけではないんですけど、それでいいのか悪いのかで、網形成計画の中に分科会という文字も出てきますので議決のやり方になります。例えば今後

これでスタートしたとしても、効果生じた場合にどのような手続きを踏まなきやいけないかっていう、会議を開き方のルールみたいなものを少しご用意いただくと、どうかなというふうに感じました。

以上でございます。

座長 佐藤副町長

今のご意見に対して事務局何か考えはありますか。

白川町事務局 鈴木企画係長

鈴木様からご指摘いただきました下呂市の関係につきましても、もう一度、地域部会との話し合いをしながら、その方向性を定め下呂市への協議も同時に行っていく必要があるということ認識をしているところです。

あと最後にご発言がありました双方の会議の位置づけにつきましては、ちょっと事務局でもまだ整理ができてない部分がありますので必要に応じて、規定上はそういった定めがしてありますので、規定の改正であったり、その辺りも見直しが必要であれば見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

佐見 田口部会長

会議のメンバーではありません。

佐見の地域部会長の田口です。

今運輸省の支局の鈴木様から区域外の運行についてお話がありまして、これ乗せるためにのせたがために、公共交通がだんだん押し迫ったと白紙状態になってしまったということになると大変心配するわけですが、かといって、佐見地区はここにみえる方で多数の方がご存知かと思いますが、もう無医村で住む地区です。

それから経済的な繋がりもこの白川町と合併する以前から金山町へも合併したいという意見があるほどの経済的な繋がり地域性です。

そうしたことをぜひ踏まえて、私達も今、実証運行下呂金山というのをやったわけです。

当然住民の方も喜んでいただいておりますし、これから夏祭りをやる際も下呂金山の業者から協賛金をいただいております。

下呂金山の事業者は大変喜んでくれます。逆に喜んでくれます。

そういったような状況をいろいろご理解をいただいて、ぜひ全域まで行きますよなんてことは到底言いませんが、当然経済的な繋がりとか医療面につきましては、本当にご配慮をお願いしたいなど。

これは住民からのお願いですので、行政から一方的に上から思考じゃなくて、住民のお願いという立場で今話しておりますので、よろしくご配慮をお願いしたいなどと思っております。

ます。
以上です。

座長 佐藤副町長

無理ではないというご回答ですが、ただ相手方があります。相手の方へも配慮をするという必要性があるということですので、その点をご理解をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。
その他ございませんでしょうか。

東白川村事務局 総務課長

すいません東白川村の総務課長ですが、路線図 2 の方の 7 ページの図面の越原消防センター前についてです。
事前に確認しておけばよかったんですが、停留所位置ですが、これ消防センターの正面ということになりまして、ここからの緊急車両が消防車両が入りをしますので、まずいのかなと思い調査するというか、旧道があろうところに旧のバス停がございますので、こちらの方に変えていただきたいかなと。

名古屋大学 加藤教授

まだこれ警察さんとかの確認はされてない所だとすると次回に多分住宅地図とか出てきて、協議すると同時に資料 8 についてもまだ全然詳細じゃないので、ここはそうですねはっきりいって走ることは分かったけどどう走るか全くわかってない状態なので、でも重要だと思いますがこの方針で検討していただいて 8 月の運行体制含めて、基本的には申請書の形で出てくるという。

東白川の大明神、朝と晩だけですが、今ある便の中で利用してるのはここなのか、昼間もあるとしたときにその代替措置というのはどうなるのかっていうのを確認しておきたいです。

濃飛さんの方に確認しましたところ若干、あるようにお伺いしておりますが、ちょっとそこまで対応ができない。

高校生にも配慮があるんですけど、9 が廃止になって 678 が新設になっている。廃止を先に決めちゃうと代替措置が不十分だったらもう取り返しがつかないとなると、なので、代替措置がちゃんとしてるのであって、その後、廃止してよっていうそういう順番になっているということなのでもし若干だとすれば、ちょっとその方に説明もらうとかっていうことが必要なのかなと思います。

ちなみにちょっとこれは余計なことですが、私、そういうことを知らない方に申し上げると、路線バスの廃止っていうのは法律上は、廃止したい日の 6 ヶ月前に運輸局に廃止したいと出せば 6 ヶ月。例えば廃止できるというものですが、通常都道府県の方では都道府

県の方にまず、してくれと廃止したいということ。

それそうすると、いきなり運営局に出ると市町村が全く知らないで失っちゃう可能性があるんで、そうすると、何も今のような乗ってる人がいるのでどうしたらいいかという検討ができないという、あるいは遅れちゃうってなっちゃうのでそうならないように、どの都道府県でも全部そういう協議会を作ってそこにまず出し、それで協議ができる。

そこから 30 日後に廃止することができるっていうふうに 6 ヶ月が 30 日に短縮するという手続きになります。

濃飛さんの路線を今この地図で青いところについてやめるっていうことを、例えば今、そういうふうに決めたとしても、それだけだと今 6 月末なので、6 ヶ月後の 12 月末しか廃止できない。

なのでこの協議会で、9 月末でもいいよっていう言うと 9 月末にできるかどうかということについて実は岐阜県の場合は県の協議会の規約とかいろいろあってそう簡単じゃなかったんで今柴田さんに説明してもらいました。

代わりの手段がちゃんとしてないと、ってなるので、ちょっと戻るんですけど資料 678 これの中身をきちんと代替措置になるようにっていうふうに。

もちろん全く利用がないところより、もっとこっちの方が大事だっていうのをやっていただければいいんですが、そこをきちんと次回説明をしていただけるといいなというふうに。あとこれ濃飛さんにお願いがあって、停留所が無くなっちゃうわけですが、これ、できれば引き上げないでいただけるといいなと思っていてと言うのは引き上げないでデマンドがあるので、使えるよっていうそういう案内のボールにしてもらえるといいなます。

そうでないとやっぱり回覧板回すとか、いろいろパンフレットだとかそういうのをやっても、なかなか分からなかったりとかあと私自身デマンド化したときにいつも思ってるのが停留所が全部なくなっちゃうと、特に外の方にとってはそこはもう何にも移動手段がないところってなってしまった。

ごく一部の知ってる方はいいんですが知らない方はもうここは何もなくなっちゃったっていうふうに感じてしまうのでできれば停留場は残したい。

でもそんなに親切とかもこれからと思ってますぜひなるべく残していただいてそこに各地区のデマンド交通の案内とかあと、乗るときはこっからも乗れる。

そういうものとして使っていただける。そういうお願いをしたいなということ、それからあと 1 点ですねデマンドですが、予約の期限というのは、どういうふうに何時までに予約とか前日の何時までだとかってはい。

白川町事務局 高木

今の予約の期限は前日までにというところにしております。

今の実証運行も、出張所で受けている部分については出張所が空いている時間までしか受け入れませんので、それもタクシーさんとの違いがあったりする状況です。

それについても、しっかりと決めていきたいというところでまだ決まっております。

名古屋大学 加藤教授

白川中央線乗ってきて、マツオカまで来ましたと。

あるいは白川口から乗ると言うときにそのとき時間が決まってるんで。

ただ外から来られた方っていうのはそのときぐらいに予約するとかっていうことをした
いなと思ったらもう今日は予約してありませんとなるというのは今の路線バスだったら、
別にそのまま行っちゃうんだけど、それができないのはまずいなとなります。

恵那の飯地のバスですと待っている。

白川中央線に相当する中野方線ですけど中野方線が来る時刻は待っているっていうふう
になっていて、乗る方がおられたら乗ってもらうというやり方でしたこれはそれをやると
ずっと待ってなきゃいけないんでまた大変なんですけど。

なるべく時間が遅ければ、そういう対応も可能なので、待ってればっていうのが一番待
っててくれるってのが一番いいですが、それが不可能な場合できればもうちょっと当日で
も早い時間と電話可能とかっていうふうになるといいなと思ってるんで、これは土井さん
とかの検討なのかもしれません。

ちょっとそこは考えていただければ行きは前日でもいいんだけど帰りはよ用事があったん
で一個遅れくれるとかっていう。

座長 佐藤副町長

いろいろとご意見いただきましたので、それを踏まえて、8月のそれぐらいのときには今、
ご意見を整理させていただくということでよろしくをお願いします。

そのほかないでしょうかね。

岐阜県可茂土木事務所 酒井施設管理課長

岐阜県の可茂土木事務所でございます。

今先生から停留所ポールは残してというお話でありましたけれども、それを反対とか全
くないんですけども、廃止後のポールというものについて危険等もたくさん含まれるも
のですから、どの方の管理に属するものなのかという部分についてと、そのポールが倒れ
てきた場合の責任といたしますか、というものがあろうかと思しますのでその部分について
整理の方はお願いしたいというふうに一言お願いします。

以上です。

名古屋大学 加藤教授

結構、30年前とか40残ってたりするんですけど、国鉄バスの停留所とか残ってる何個もマ
ニアが盗みに来るといけないから言うのはやめます。何か物があんなの何か国道沿いに置
いてあるのもあります。

座長 佐藤副町長

その他ございませんでしょうかね。

岐阜県バス協会 林専務理事

岐阜県バス協会林でございます。27 ページの運行体制ということで運転者の方の運行管理の関係なんですけども、こちらの方にテレビで、実施するというので書いてありますけれども、これは運行後に、出張所職員が対面で健康と血圧の確認をするということになっておりますけれども、普通の事業所で誰もがその点呼すると、対面でしたい場合は、テレビでやる場合も、事前にテレビでアルコールチェックとか健康管理をきちんとやるということになってますのでそれに沿った形でやっていただいた方が後でやっても、酒気帯び運転している可能性がありますので、その辺の運行管理とか、その辺のこの国の健康管理、今自家用車でスクールバスとか、市町村バス網で事故も起こっておりますので、その辺のところをきちっと健康管理をし、やっていただいた方がいいかというふうに思います。

座長 佐藤副町長

ありがとうございました。

その辺も対処お願いします。

よろしいでしょうかね。

では、9 から 10 については、方向性としては今の方向性で進めるということで皆さんからいただいたご意見やら、そういったものを次回の 8 月ほどに整理をして提示をさせていただくということでよろしく願いいたします。

では続きまして 11 と、中に夏休みの小学生、小・中学生 50 円バスの実施についてと、それから今後の進め方について御説明を求めます。

はい。

白川町事務局 高木

それでは 11 夏休み小学生 50 円バスの実施に伴う運賃の変更については、資料 30 ページを御覧ください。

30 ページの方で昨年度も行いました。夏休み期間の小中学生が 1 乗車 50 円で利用できるようにして、子供の頃からバスに乗るという習慣そういったものが高校進学後もバスを利用するという、いろんなものに繋げようとするために行いたいというものであります。

対象路線は町村内全ての路線の皆さんの路線と変更する機関としても夏休み期間として 7 月 23 日から 8 月 28 日まで、対象者、小中学生の児童生徒としております。

変更の内容としまして現行の運賃佐見線から黒川線まで、子供運賃が資料のような形になっておりますけども、乗車する区間にかかわらず 1 乗車 50 円に変更するというものであ

ります。

また集金方法、その他についてですけれども、資料の 31 ページからこの 50 円バスを周知するチラシの案ということで載せております。

利用の仕方が 32 ページ 33 ページにありますけれども、34 ページにあるような利用促進に繋がる、乗って出かけようところといったところが重要になってくるかと思っております。説明については以上であります。

白川町事務局 鈴木係長

続きまして 12 今後の進め方についてということで、資料 35 ページをご覧ください。本日、第 8 回の協議会を開催させていただきました。

先ほど以来、8 月下旬にということで、第 9 回の協議会の予定をさせていただきたいと思っております。

こちらには日にちの方記載しておりませんが、8 月の 29 日の水曜日午前 9 時半からということで、第 9 回目の協議会となりますが、ご予約をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それにあわせて、網形成計画の最終版の作成後、路線の関係につきましては、先ほど以来、お話のある、まだ協議ができていない部分、警察の協議であったりと、バス停の部分の整理、また、運行時刻表等の整理をしまして、こちらの方につきましても、8 月中にまとめたいと考えております。

また、デマンド運行の内容を詰めるということで、それぞれの地域部会等との調整を 8 月の上旬を目標に進めていきたいということも考えております。

また、10 月からの運行に向けた部分で、利用者との懇談会であったり、現在使っております高校生等に向けた、予約アプリ、一部高校生の方からのアンケートの中でアプリが使いにくいよというご意見もいただいておりますので、それは今後改善をしていきたいと思っております。また、ホームページ等、そういった利用に関しての PR の検討を進めていきたいと思っております。

最後啓発等になりますが、時刻表の作成また、広報しらかわ等での PR、車両関連の整備ということで、このような形で考えているところです。

本日の協議会におきまして皆様から協議が整っていない部分のご指摘、ご意見等もいただいておりますので、その部分を整理をして、8 月の協議会に再提出という形で進めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

座長 佐藤副町長

説明は終わりました。

何か質問、ご意見があれば伺いたい。

岐阜県 柴田公共交通係長

岐阜県の協議会として、採決前に確認させていただきたいと思います。デマンド運行あるいは東白川での自家用有償運送につきまして、8月にもう一度整理されるということでした。

8月の整理を持って今の濃飛バスさんの廃止について代替ができるということで、その時点での最終確認ということでもよろしいのでしょうか。
それともこの時点で確認するという方向性なのでしょうか。

座長 佐藤副町長

事務局どうですか。

白川町事務局 鈴木係長

代替方法を含めて、次回8月の協議会で、採決いただくという形で考えています。

座長 佐藤副町長

では、質問がないようですので11ですが、運賃については50円ということで、夏休み期間中だけ、この内で変更するというご承認をいただけるでしょうか。

ご承認をいただいたということでもよろしくお祈いします。

今後の進め方については先ほど説明したように、次回8月29日ですが、その時点で最終的な決定をさせていただくということでもよろしくお祈いします。

以上で協議事項については全て終了させていただきます。

その他はありますでしょうか。

名古屋大学 加藤教授

以前から私がバスの転職とか就職支援サイトとか専門の会社があるのでその会社の方と話をしている間にバス会社に就職するとかじゃなくこちらへ来て、住んでもらうっていう中で、運転の仕事をしてもらうっていうことで宣伝してもらえないかということで、これを簡単に紹介していただけないでしょうか。

白川町事務局 鈴木係長

今、加藤先生からお話がありましたように、ご紹介をいただきまして、白川町と、事業者白川タクシーさんが共同で、5月と6月に東京の新宿と大阪の駅前のそういったイベントの方に出席をさせていただきました。

町としましては、今お話ありましたように、移住ということで町の移住の受け入れの体制を町のサポートセンターの職員がおりますので、そちらの方にPRするとともに、白川タクシーさんとしては事業者として、運転手の雇用という面のPRをさせていただきました。

その結果ですね、実際に白川の方にご夫婦でお見えになって、町の様子を見ていかれた方や何件か実際に問い合わせが入っている状況ということで、この場で簡単に報告をさせていただきます。

名古屋大学 加藤教授

今、全国の網形成計画の運転手確保をするために何をするかということも書く。

書いて実際やるっていうのが出てきてます。

今回これが起こった理由もそこにあるわけで、運転手がいなければ、いくらカッコいい計画作ったって全く何もできない、根本的に何が問題かっていうと運転手の魅力がないっていうのもあるんだけど、地域になかなか来ていただけないというのもある。

それを解決するためにどうしたらいいかということをやっている中で一つの方法。

白川町の紹介等、白川で運転手をするものの魅力についてこんなに何か持ち上げていいのかなっていうぐらい。

皆さんも一度見ていただけるといいと思うんですけど、とても綺麗にこんなふうに住らしていけるんだみたいな、そういうことがありますので次回資料を配っていただきたいです。

いろいろ仕掛けていって、ぜひここにたくさんの方が住んでいただく中で運転の仕事もやっていただけるといことやっていきたいと思っております。

座長 佐藤副町長

ありがとうございました。

ではこれで協議事項全て終わりましたので、事務局の方へお返しをします。

白川町事務局 安江課長

お疲れ様でした。

長時間にわたりまして、いろいろと熱心にご協議をいただきました。

まだ8月に向けていろいろと詰めていかなきゃいかなければいけない部分、たくさんございますけれども、それぞれの立場からご協力をいただければというふうに思っております。

本日はありがとうございました。

これで第8回の協議会の方、終了とさせていただきますお疲れ様でした。